

孟森政法著作譯輯刊

下

孟森著作集





孟森著作集

孟森政法著譯輯刊

下

中華書局

---

# 目 錄

## 廣西邊事旁記

原序 .....	( 3 )
邊亂始末記第一 .....	( 4 )
武建軍防邊記第二 .....	( 7 )
榮軍記第三 .....	( 10 )
新龍銀行通力局記第四 .....	( 13 )
邊軍援剿柳慶記第五 .....	( 17 )
法蘭西對汛記第六 .....	( 20 )
邊餉記第七 .....	( 23 )
交涉記第八 .....	( 25 )
武建新軍記第九 .....	( 29 )
邊防醫院記第十 .....	( 32 )
邊防將弁學堂記第十一 .....	( 34 )
龍州製造局記第十二 .....	( 36 )
龍州學社記第十三 .....	( 38 )
龍州學社開社記文 .....	( 40 )
利民橋記第十四 .....	( 42 )
廣西邊事旁記書後 .....	( 43 )
廣西邊事旁記跋 .....	( 44 )

## 地方自治淺說

總說	.....	( 47 )
第一部 坊廂鄉圖	.....	( 49 )
第一章 坊廂鄉圖之組織	.....	( 49 )
第二章 坊廂鄉圖之機關	.....	( 53 )
第一節 議決機關	.....	( 53 )
第二節 行政機關	.....	( 63 )
第三章 坊廂鄉圖之事務	.....	( 67 )
第四章 坊廂鄉圖之財政	.....	( 69 )
第一節 坊廂鄉圖之財產	.....	( 70 )
第二節 坊廂鄉圖之收款	.....	( 71 )
第三節 坊廂鄉圖之會計	.....	( 76 )
第五章 坊廂鄉圖之聯合	.....	( 82 )
第六章 坊廂鄉圖之監督	.....	( 84 )
第二部 廬州縣	.....	( 86 )
第一章 廬州縣之組織	.....	( 86 )
第二章 廐州縣之機關	.....	( 87 )
第一節 廐州縣會	.....	( 88 )
第二節 廐州縣參事會	.....	( 98 )
第三節 廐同知知州知縣	.....	( 100 )
第四節 吏役	.....	( 101 )
第三章 廐州縣之事務	.....	( 104 )
第四章 廐州縣之財政	.....	( 105 )
第一節 廐州縣之財產	.....	( 105 )
第二節 廐州縣之收款有二	.....	( 105 )
第三節 廐州縣之出款	.....	( 108 )

---

第四節 廬州縣之會計 .....	( 109 )
第五章 廬州縣之聯合 .....	( 113 )
第六章 廬州縣之監督 .....	( 115 )
第三部 省 .....	( 116 )
第一章 省之組織 .....	( 116 )
第二章 省之機關 .....	( 116 )
第一節 省會 .....	( 116 )
第二節 省參事會 .....	( 119 )
第三節 督撫 .....	( 120 )
第四節 吏役 .....	( 120 )
第三章 省之事務 .....	( 121 )
第四章 省之財政 .....	( 122 )
第一節 省之財產 .....	( 122 )
第二節 省之收款有二 .....	( 123 )
第三節 省之出款 .....	( 125 )
第四部 省之會計 .....	( 131 )
第五部 聯合及監督 .....	( 132 )

### 諮詢局章程講義

序 .....	( 135 )
例言 .....	( 136 )
緒言 .....	( 137 )
第一章 諮議局之性質 .....	( 139 )
第二章 諮議局之場所及名額 .....	( 141 )
第三章 諮議局議員選舉 .....	( 143 )
第一節 選舉主義 .....	( 143 )
第一款 選舉資格 .....	( 143 )

第二款 被選舉資格 .....	( 147 )
第三款 剝奪或停止選舉權及被選舉權 .....	( 147 )
結論 .....	( 151 )
第二節 選舉方法 .....	( 151 )
第三節 選舉區 .....	( 151 )
第四節 選舉年限及期日 .....	( 153 )
第五節 選舉投票法 .....	( 159 )
第六節 選舉變更 .....	( 162 )
第七節 選舉訴訟及罰則 .....	( 167 )
第八節 選舉事項中應注意之各點 .....	( 170 )
第四章 諮議局之議員 .....	( 176 )
第一節 議員之名稱 .....	( 176 )
(一)特權 .....	( 176 )
(二)任期 .....	( 178 )
第二節 議員之職任權限 .....	( 179 )
第一款 職任 .....	( 179 )
第二款 權限 .....	( 185 )
第五章 諮議局之會議 .....	( 189 )
第六章 諮議局之部署 .....	( 192 )
第七章 諮議局之處罰 .....	( 193 )
第八章 諮議局與各官衙之關係 .....	( 194 )
第九章 諮議局之入奏 .....	( 198 )

### 各省諮詢局章程箋釋

諭摺 .....	( 201 )
恭錄諭旨 .....	( 201 )

---

憲政編查館資政院王大臣會奏各省諮詢局章程及	
案語並議員選舉章程摺	( 203 )
序言	( 206 )
第一章 總綱	( 211 )
第二章 議員	( 214 )
第三章 議長副議長及常駐議員	( 244 )
第四章 任期及補缺	( 253 )
第五章 改選及辭職	( 256 )
第六章 職任權限	( 259 )
第七章 會議	( 276 )
第八章 監督	( 283 )
第九章 辦事處	( 287 )
第十章 經費	( 288 )
第十一章 罰則	( 291 )
第十二章 附條	( 293 )

### 諮詢局議員選舉章程箋釋

序	( 297 )
第一章 總綱	( 299 )
第一節 選舉資格	( 299 )
第二節 選舉區域	( 301 )
第三節 辦理選舉人員	( 302 )
第四節 選舉年限	( 317 )
第二章 初選舉	( 318 )
第一節 投票區	( 318 )
第二節 人名冊	( 319 )
第三節 當選人額數	( 323 )

第四節 選舉告示	( 324 )
第五節 投票所	( 325 )
第六節 投票所投票簿及投票匣	( 327 )
第七節 投票方法	( 330 )
第八節 開票所	( 333 )
第九節 檢票方法	( 334 )
第十節 當選票額	( 337 )
第十一節 當選知會及執照	( 340 )
第三章 複選舉	( 342 )
第四章 選舉變更	( 346 )
第一節 選舉無效	( 346 )
第二節 當選無效	( 349 )
第三節 改選及補選	( 350 )
第五章 選舉訴訟	( 352 )
第六章 罰則	( 356 )
第七章 專額議員選舉辦法	( 362 )
第八章 附條	( 365 )
附錄文牘	( 366 )
憲政編查館通咨各省設諮詢局籌辦處文	( 366 )
憲政編查館通咨各省諮詢局預算決算辦法文	( 366 )
江蘇巡撫致憲政編查館電文	( 367 )
憲政編查館復江蘇巡撫電文	( 368 )
雲貴總督致憲政編查館電	( 369 )
全上	( 369 )
憲政館覆雲貴總督電	( 370 )
浙江巡撫致憲政編查館電	( 370 )
憲政編查館復浙江巡撫電	( 371 )

---

江甯諮詢局籌辦處致憲政編查館電	( 371 )
憲政編查館覆江甯諮詢局籌辦處電	( 372 )
山東巡撫致憲政編查館電文	( 372 )
憲政編查館覆山東巡撫電文	( 373 )
浙江巡撫致憲政編查館電文	( 373 )
憲政編查館復浙江巡撫電文	( 374 )
浙江巡撫致憲政編查館電文	( 374 )
憲政編查館復浙江巡撫電文	( 374 )
浙江巡撫致憲政編查館電文	( 374 )
憲政編查館復浙江巡撫電文	( 375 )
憲政編查館覆湖廣總督咨文	( 375 )
江蘇巡撫致憲政編查館電文	( 376 )
憲政編查館覆江蘇巡撫電文	( 377 )
浙江巡撫致憲政編查館電文	( 377 )
憲政編查館覆江浙電文	( 378 )

### 新編法學通論

緒言上	( 381 )
緒言下	( 383 )
第一編 法學	( 386 )
第一章 法學之本體	( 386 )
第一節 總說	( 386 )
第二節 法學之分量	( 387 )
第三節 法學之位置	( 388 )
第二章 法學之宗派	( 393 )
第一節 總說	( 393 )
第二節 演繹法學派	( 394 )

第三節 彙納法學派 .....	( 396 )
<b>第二編 法律 .....</b>	<b>( 400 )</b>
第一章 法律之定義 .....	( 400 )
第二章 法律與社會之關係 .....	( 404 )
第三章 法律與國之關係 .....	( 406 )
第四章 法律與道德之關係 .....	( 407 )
第五章 法律與政治之關係 .....	( 408 )
第六章 法律與經濟之關係 .....	( 409 )
第七章 法律二字之由來 .....	( 410 )
第八章 法律名詞之範圍 .....	( 411 )
第九章 法律之分類 .....	( 413 )
第一節 性法制定法 .....	( 414 )
第二節 國法國際法 .....	( 419 )
第三節 公法私法 .....	( 421 )
第四節 實體法形式法 .....	( 430 )
第五節 普通法特別法 .....	( 431 )
第六節 強行法許容法 .....	( 433 )
第十章 權利及義務 .....	( 434 )
第一節 權利 .....	( 434 )
第二節 義務 .....	( 441 )
第三節 權利義務之關係即為法律關係 .....	( 443 )
第十一章 法律之解釋 .....	( 444 )
第十二章 法律之效力 .....	( 448 )

### 統計通論

<b>第六編 政治統計 .....</b>	<b>( 455 )</b>
第六十四章 領地 .....	( 455 )

---

第六十五章	人民	( 456 )
第六十六章	立法	( 457 )
第六十七章	司法	( 459 )
第六十八章	財政	( 460 )
第六十九章	軍事	( 463 )
	第一節 陸軍	( 463 )
	第二節 海軍	( 465 )
第七十章	警察	( 467 )
第七十一章	監獄	( 467 )
第七十二章	衛生	( 468 )
第七編	社會統計	( 470 )
第七十三章	勞動者	( 470 )
第七十四章	貧民	( 471 )
第七十五章	慈善及其他	( 473 )
第八編	道德統計	( 475 )
第七十六章	總論	( 475 )
第七十七章	犯罪	( 475 )
第七十八章	私生兒	( 478 )
第七十九章	自殺	( 479 )
第八十章	慢性之自殺	( 482 )
第八十一章	離婚及其他	( 489 )
第九編	教育及宗教統計	( 497 )
第八十二章	教育	( 497 )
第八十三章	宗教	( 499 )
日本民法要義(總則編)		
民法		( 507 )

---

第一編 總則 .....	( 509 )
第一章 人 .....	( 509 )
第一節 享有私權 .....	( 510 )
第二節 能力 .....	( 513 )
第三節 住所 .....	( 532 )
第四節 失蹤 .....	( 535 )
第二章 法人 .....	( 542 )
第一節 法人之設立 .....	( 542 )
第二節 法人之管理 .....	( 560 )
第三節 法人之解散 .....	( 570 )
第四節 罰則 .....	( 584 )
第三章 物 .....	( 586 )
第四章 法律行爲 .....	( 594 )
第一節 總則 .....	( 594 )
第二節 意思表示 .....	( 597 )
第三節 代理 .....	( 617 )
第四節 無效及取消 .....	( 640 )
第五節 條件及期限 .....	( 650 )
第五章 期間 .....	( 663 )
第六章 時效 .....	( 667 )
第一節 總則 .....	( 669 )
第二節 取得時效 .....	( 684 )
第三節 消滅時效 .....	( 689 )

### 日本民法要義(債權編)

第三編 債權 .....	( 699 )
第一章 總則 .....	( 702 )

---

第一節	債權之目的	( 702 )
第二節	債權之效力	( 716 )
第三節	多數當事者之債權	( 736 )
第四節	債權之讓渡	( 785 )
第五節	債權之消滅	( 797 )
第二章	契約	( 860 )
第一節	總則	( 861 )
第二節	贈與	( 899 )
第三節	賣買	( 904 )
第四節	交換	( 950 )
第五節	消費貸借	( 953 )
第六節	使用貸借	( 964 )
第七節	賃貸借	( 973 )
第八節	雇傭	( 999 )
第九節	請負	( 1008 )
第十節	委任	( 1019 )
第十一節	寄託	( 1035 )
第十二節	組合	( 1044 )
第十三節	終身定期金	( 1066 )
第十四節	和解	( 1072 )
第三章	事務管理	( 1075 )
第四章	不當利得	( 1081 )
第五章	不法行爲	( 1090 )

# **日本民法要義(債權編)**



### 第三編 債 權

債權(Créance, Forderung)云者，使或人爲某事或不爲某事之權利是也。向例雖以與(dare)及爲(facere)、不爲(non facere)三大別，爲債權之目的，然“與”字即包於“爲”字之中，余故甯以爲、不爲二者當之爲妥。即如移轉權利，與也，然亦即爲也。無可疑者，但除移轉權利之外，自有爲之之義務，例如築屋、旅行等皆是。又其不爲之義務，例如在同町內譯者按：日本之町，如我國之小街鎮與債權者不爲同一之營業，除屬於債權者所有之劇場以外，不爲演劇，使用貸主，譯者按：言以己物貸與人使用者因使借主得使用其物，不行使其所有權，即於己物不爲使用、收益或處分，此等皆是。故謂債權之目的，乃行爲、不行爲二者耳。或有謂債權之目的，常在行爲，但其行爲有積極消極之別者，是亦不誤。

債權一謂之人權(Droit personnel, persönliches Recht)，是蓋對物權而言。物權固直接行之於物，債權則常對人行之。縱在間接以物爲目的之時，債權者亦不得行其權利於此物之上，必需債務者之行爲，故謂之人權。然“人權”字樣，亦用於各人天賦之權利之一義，依日文之慣例，與債權同用，極爲不妥。故新民法常用“債權”字，不用“人權”字，然其意義，則與舊民法所謂人權無異。

債權爲財產權，既如所論。一卷總冒故縱係爲、不爲之義務，其目的不在債權者之處分者，不得謂之債權。例如夫有使妻同居之權利，七八九一項雖以妻之行爲，爲其目的，而不可謂

之債權。又未成年之子，不得定居所於行親權之父所指定之場所以外，八八〇、一五〇是有不爲之義務，而亦不得以之爲債權，此類是也。

債權所以異於物權者，一則得直接就物行之，一則止得直接對債務者，求其積極或消極之行爲。而間接則有多處，得令債權者施其行爲於物之上耳。由此性質之差異，所生兩種權利之區別：（一）物權生優先權，債權則不生之。故各債權者，以有平等權利爲原則。若債務者財產不足償其債務，則各債權者，皆應其債權之額，止受二分之一、三分之一、四分之一等之辨濟。蓋無物上擔保之債權者，於債務者財產之上，無直接之權利。故因債務者抗不辨濟，若欲就其財產爲強制執行，則各債權者之間，不能爲甲乙之區別，其勢除平等攤算之外，無他辨濟之法矣。反之，而有物上擔保之債權者，於某物之上，若一般之先取特權，則全財產之上有直接之權利。故物權者必就其權利之目的物，有優先權，當先於他債權者受其辨濟，是可謂物上擔保之效用。（二）物權生追及權，債權則不生之。故債務者若以其財產讓渡他人，則通常之債權者，不得就此復行其權利。反之，而有物上擔保之債權者，就債務者已讓渡於他人之財產，亦仍得行其權利。其事既有詳論矣。二卷總冒，二百九十五條下，第八章先取特權總冒，三百四十二條下，三百六十九條下。蓋就物有直接之權利者，從債務者讓渡其物於他人，亦不因是妨自己之權利，固不待言。然通常之債權者，則非有物上之權利，不過對於債務者，得求其積極或消極之行爲耳。故縱其行爲，有關某物，或以其不履行債務之結果，就債務者之財產，當爲強制執行，然不得就債務者已讓渡於他人之財產，行其權利。蓋債權者即得行權利於債務者之財產，然對於已非債務者財產，固無何等權利也。